

- (1) 申込者が、当社が別に定めるサービス取扱所において、割賦約款に基づく分割払いの方法(特定移動無線装置毎に別紙に定める分割支払回数によるものに限ります。)によって特定移動無線装置を購入すること。
 - (2) 申込者が、前号の特定移動無線装置の購入と同時に本プログラムの適用を申込みこと。
 - (3) 第1号の特定移動無線装置を接続する申込者の契約者回線(以下「対象契約者回線」といいます。)に係る基本使用料の料金種別が、その特定移動無線装置毎に別紙に定めるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。
- (1) 申込者が、当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 当社の業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不相当と判断したとき。

第5条(特典申込み)

本件契約を締結したLTE契約者(以下「プログラム契約者」といいます。)は、別紙に定める最低契約期間(以下「最低契約期間」といいます。)、本件契約が継続した場合、最低契約期間の経過後に移動無線装置の買替(当社所定の取扱店等での買換に限ります。以下同じとします。)を行うことを条件として、当社が別に定める方法で当社に対し本プログラムに係る特典(以下「プログラム特典」といいます。)の利用の申出(以下「特典申込み」といいます。)を行うことができるものとし、当社は、プログラム契約者からの特典申込みを受け付けるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、プログラム契約者からの特典申込みを受け付けないものとします。

- (1) 買替前に対象契約者回線に接続していた特定移動無線装置(以下「旧特定移動無線装置」といいます。)について、その特典申込みの際に、当社への引き渡しが行われないうとき。
 - (2) 旧特定移動無線装置が、故障、改造等により、当社が別に定める基準を満たさないとき。
 - (3) 特典申込みの時点で本件契約が終了しているとき。
 - (4) プログラム契約者が、当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを怠っているとき。
- 2 当社は、特典申込みを受け付けたプログラム契約者における、その特典申込みがあった料金月以降の割賦約款に基づき支払うべき旧特定移動無線装置に係る分割支払金又は賦払金(以下、「分割支払残額」といいます。)について、料金月の末日が到来するごとに、第6条の定めに基づき下取りしたその旧特定移動無線装置の売買代金債権と相殺すること等により、分割支払残額のうち当該料金月に支払うべき額の支払いがあったものとして取り扱います。
- 3 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当した日の属する料金月以降、当社は、前項に基づく取り扱いを取り止めるものとします。
- (1) プログラム契約者の対象契約者回線について、LTE契約の解約、解除があったとき。
 - (2) プログラム契約者の対象契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止があったと

き。

(3) プログラム契約者の対象契約者回線について、LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(4) プログラム契約者の対象契約者回線が第4条第1項第3号に定める条件を満たさなくなったとき。

4 第1項第2号の定めにかかわらず、その旧特定移動無線装置に係る契約者回線が当社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める故障紛失サポート(LTE)の適用を受けている場合、当社は、特典申込みの受付にあたり、その故障の状態を問わないものとします。

第6条(旧移動無線装置の引渡し及び下取り)

特典申込みに伴いプログラム契約者が当社又は当社の業務委託先等に引き渡した旧特定移動無線装置の所有権は、その引渡しを以って、当社に移転するものとし、当社は、その旧特定移動無線装置を、特典申込みのあった料金月から第5条第2項による取り扱いを終了する料金月までに支払うべき分割支払残額で下取りします。

2 前項に基づく旧特定移動無線装置の当社への引渡しの後、その旧特定移動無線装置が第5条第1項第2号に該当することが判明した場合は、当社は、特典申込みの受付を取り消すことができるものとします。この場合、当社は、その旧特定移動無線装置をプログラム契約者に現状有姿で返却するとともに、第5条に基づくプログラム特典の提供を取り止めることができるものとし、プログラム契約者は既に提供されたプログラム特典があるときは、直ちにこれを当社に返還するものとします。

3 プログラム契約者は、旧特定移動無線装置の引渡しに先立ち、その旧特定移動無線装置に記録されたデータを消去するものとします。なお、万一、その消去なく旧特定移動無線装置の引渡しがあった場合、当社は、そのデータについて保存、返却その他何らの責任を負わないものとします。

第7条(本件契約の終了)

本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

(1) プログラム契約者の対象契約者回線について、LTE契約の解約、解除があったとき。

(2) プログラム契約者の対象契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) プログラム契約者の対象契約者回線について、LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(4) プログラム契約者の対象契約者回線が第4条第1項第3号に定める条件を満たさなくなったとき。

(5) プログラム契約者が、特典申込みを行うことなく特定移動無線装置の買替を行ったとき。

(6) プログラム契約者が、最低契約期間の経過前に特定移動無線装置の買替を行ったとき。

第8条(損害賠償)

当社は、本プログラムの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により申込者又はプログラム契約者に損害を与えた場合、その損害が生じた月の契約者回線に係るLTEサービスの基本使用料を上限として当該損害を賠償します。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

第9条(権利義務の譲渡禁止)

プログラム契約者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第10条(回線承継との関係)

プログラム契約者の対象契約者回線に係るLTE契約について、契約上の地位の承継があった場合、当該承継の日を以って、本件契約に基づく権利義務のすべてが当該承継を受けた者に承継されるものとします。

第11条(顧客情報の取扱い)

当社は、本プログラムの提供に関して取得した申込者及びプログラム契約者の情報について、本プログラムの提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第12条(合意管轄)

本プログラムに係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条(本プログラムに関する疑義等)

本規約の解釈や本プログラムの利用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及びプログラム契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

附則

(適用期日)

1 本規約は、2015年1月30日から適用します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2016年3月18日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2016年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2017年1月19日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2017年7月14日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2017年9月17日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2018年8月9日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2019年1月16日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(利用申込みの受付終了)

2 第3条の規定にかかわらず、2019年10月1日以降、LTE契約者は新たに本プログラムの適用を申し込むことはできません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

別紙

特定移動 無線装置	分割 支払回数	最低 契約期間	料金種別
miraie KYL23	36回	18ヶ月	ジュニアスマートフォンプラン
mamorino Watch	36回	18ヶ月	mamorino Watch プラン
miraie f	36回	18ヶ月	ジュニアスマートフォンプラン (V)